

## 第17 消防用水

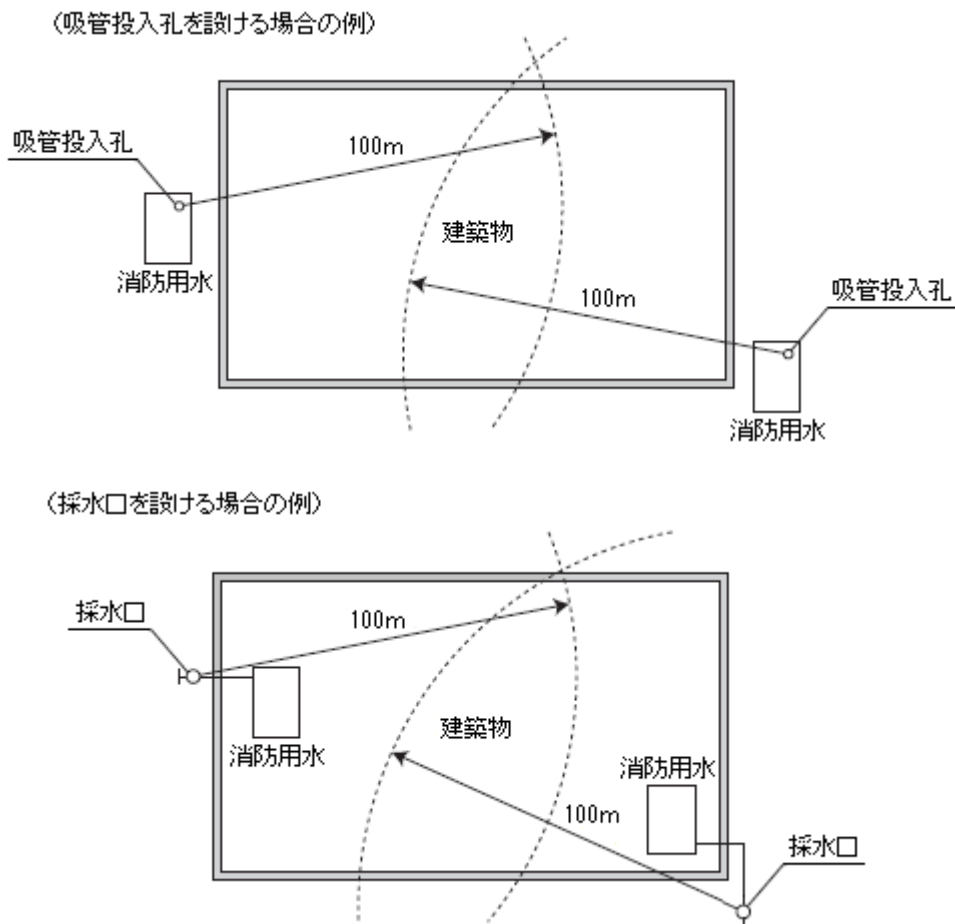
### 1 有効水量

防火地域又は準防火地域内に建築される次に掲げる防火対象物を除き、その構造が耐火建築物の場合は、政令第32条の規定を適用して、政令第27条第3項第1号の規定により、その有効水量の合計が80 m<sup>3</sup>を超える場合であっても、80 m<sup>3</sup>で足りるものとして取扱うことができる。

- (1) 政令別表第1(4)項に掲げる防火対象物
- (2) 政令別表第1(12)項に掲げる防火対象物
- (3) 政令別表第1(14)項に掲げる防火対象物
- (4) 政令別表第1(16)項(前(1)から(3)までに掲げる防火対象物の用途に供される部分が過半を占めるものに限る。)に掲げる防火対象物

### 2 消防用水の位置

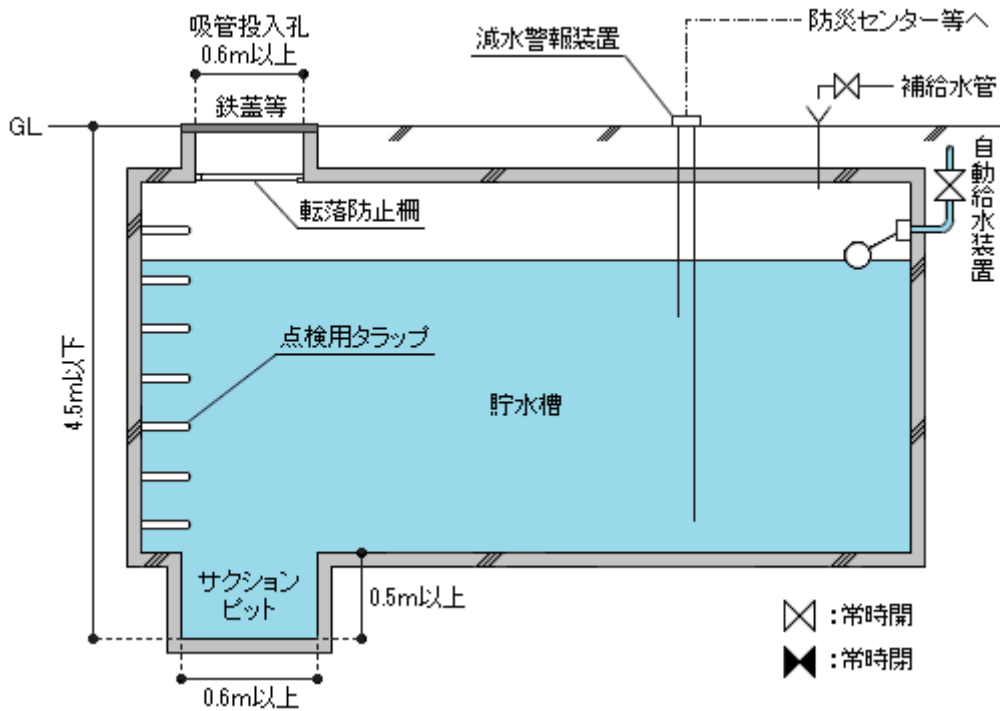
政令第27条第3項第2号に規定する「建築物の各部分から一の消防用水までの水平距離が100m以下となるように設ける」とは、吸管投入孔を設ける場合は吸管投入孔を、採水口を設ける場合は採水口をいうものであること。(第17-1図参照)



第17-1図

### 3 地盤面下 4.5m以内の部分に設ける消防用水で、吸管投入孔を設けるもの

#### (1) 主な構成 (第 17-2 図参照)



第 17-2 図

#### (2) 吸管投入孔

政令第 27 条第 3 項第 5 号に規定する吸管投入孔は、次によること。

##### ア 機器

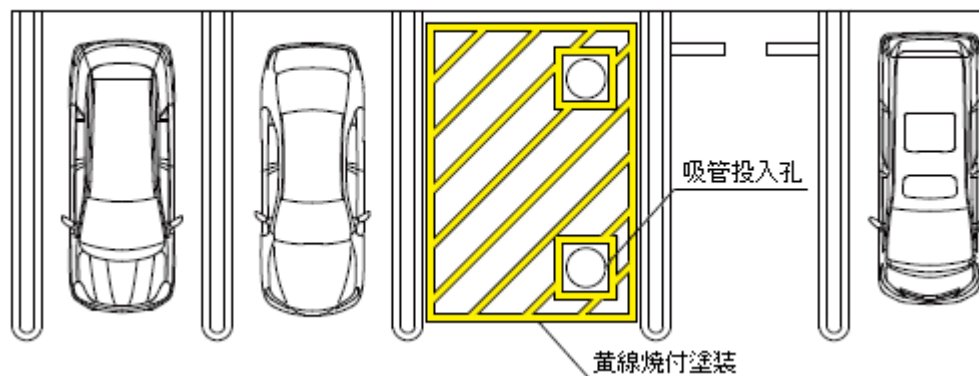
- (ア) 吸管投入孔は、原則として円型のものとする。▲
- (イ) 吸管投入孔の大きさは、長辺、短辺ともに 0.6m 以上の長方形若しくは正方形又は直径 0.6m 以上の円形のものとする。
- (ウ) 吸管投入孔の数は、所要水量が 80 m<sup>3</sup>未満のものにあつては 1 個以上、80 m<sup>3</sup>以上のものにあつては 2 個以上を設けること。▲
- (エ) 吸管投入孔には、次により鉄蓋等を取り付けること。▲
  - この場合、設置場所が車両の通行に供される場所にあつては、車両の通行に耐える強度のものとする。
  - a 「消防用水」である旨の標識を設け、その有効水量を表示すること。
  - b 「吸管投入孔」の表示又は蓋の周囲に容易に識別できるマーキング等を行うこと。
  - c 消火栓の鍵を使用して容易に取り外しができること。

##### イ 設置場所

- (ア) 吸管投入孔から 5 m 以内の部分には、駐車場、駐輪場その他消防隊が吸管の投入作業を行う際に障害となる物件を設けないこと。▲

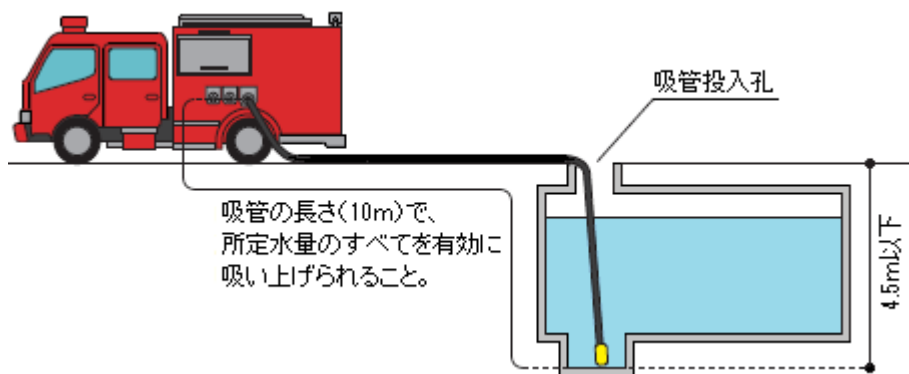
ただし、設置位置の状況に応じて路面標示（黄線焼付塗装）を行うなど消火活動上支障がないと認める場合は、この限りでない。（第17-3図参照）

（吸管投入孔から5m以内の部分に駐車場がある場合の例）



第17-3図

- (イ) 政令第27条第3項第4号の規定により、消防用水は、消防ポンプ自動車が2m以内に接近することができるように設けることとされているが、歩道等により、やむを得ず吸管投入孔から消防ポンプ自動車が停車する道路までの距離が2mを超える場合には、消防ポンプ自動車の吸管的長さ（10m）を勘案し、所要水量のすべてを有効に吸い上げられる場合は、政令第32条の規定を適用して、消防ポンプ自動車が停車する位置から2mを超える場所に吸管投入孔を設けることができる。（第17-4図参照）



第17-4図

- (ウ) 吸管投入孔と消防ポンプ自動車が停車する地盤面の高さは、原則として同一の高さとする。▲

ただし、所要水量のすべてを有効に吸い上げられる場合は、この限りでない。

- エ 消防用水の周囲に進入防止のための柵等を設ける場合は、吸管投入孔へ至る扉を設けること。▲

- オ 連結送水管を設置する場合は、吸管投入孔は送水口の付近に設けること。●

### (3) 水源

#### ア 水源の原水

水源の水質は、原則として原水を上水道水とし、消防ポンプ自動車の機器、配管、バルブ類等に影響を与えないものであること。▲

なお、**第2 屋内消火栓設備 4(1)**イに規定する空調用蓄熱槽に蓄えられている水を水源の原水とする場合は、次によること。

(ア) 吸管投入孔の取水部分は、空調用蓄熱槽の部分のうち水温の低い部分に設けること。

(イ) 吸管投入孔の付近には、見やすい箇所に次の事項を掲示すること。

- a 消防用水である旨
- b 採水可能水量
- c 注意事項

#### イ 水源水槽の構造

水源水槽の構造は、次によること。▲

(ア) 貯水槽、減水警報装置、自動給水装置、吸管投入孔、転落防止柵（取り外しが出来るもの）、梯子（点検用タラップ）その他必要な機器により構成されていること。▲

ただし、水源が減水した場合、直ちに手動で補水することができるものについては自動給水装置を設けないことができる。

なお、減水警報装置は、有効水量の4分の1以上減水した場合に防災センター等に警報するものとする。

(イ) 貯水槽には、防水モルタル等による止水措置が講じられていること。

(ウ) 減水した場合、自動的に給水できる装置又は防災センター等へ警報を発する装置を設けること。

(エ) 水源の有効水量部分に水位線（ウォーターライン）を表示すること。

#### ウ 複数の槽で構成される地下水槽

水槽は、一槽が望ましいものであるが、地中ばりで区画されている場合は、前イによるほか、区画ごとに通気管、通気口、通水口及び人通口を次により設けること。▲（**第17-5図**参照）

(ア) 通気口は、直径10 cm以上とし、はりの上部に2箇所以上（100 m<sup>3</sup>以上の水槽の場合は、4箇所）とすること。

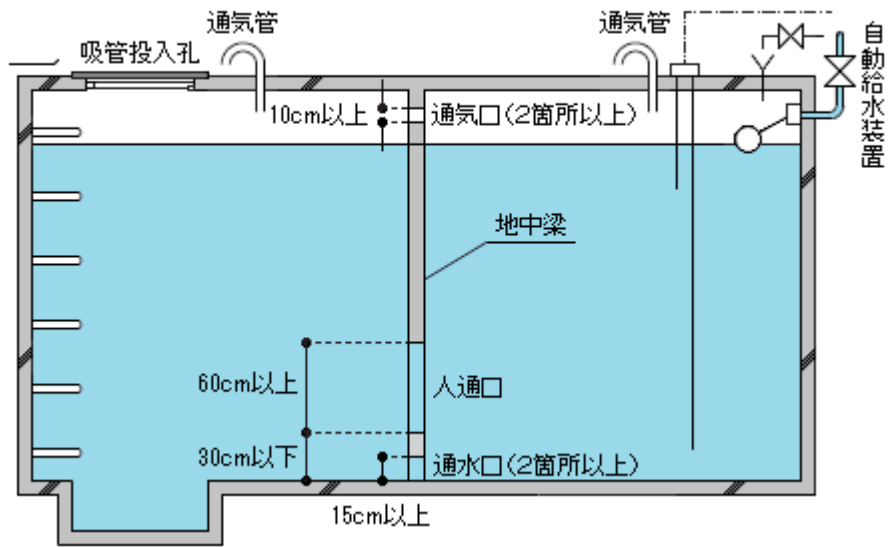
(イ) 通水口は、直径15 cm以上で各はりの下部に2箇所以上（100 m<sup>3</sup>以上の水槽の場合は、4箇所）とし、底版に接するようにすること。

(ウ) 人通口は、直径60 cm以上の大きさとし、その下端は、底版から30 cm以下とすること。

ただし、構造上設置することが困難であり、各区画が点検できるよう点検口（長辺、短辺ともに0.5m以上の長方形若しくは正方形又は直径0.5m以上の円形）を設けるな

どした場合は、この限りではない。

(40m<sup>3</sup>の水槽の場合の例)



第17-5図

#### エ 水源水量

(ア) 水源水量は、政令第27条第3項第1号の規定に定める必要な水量以上とするほか、原則として、他の消火設備の水源とは使用方法が異なることから併用しないこと。

(イ) 吸管投入孔の下部を水源の下端とするとともに、水源の下端から0.5m以内の部分は有効水量に含めないこと。

ただし、地盤面から落差5m以上ある場合は、落差4.5m以内の部分の有効水量とする。

#### オ 有効水源水量の確保

吸管投入孔の直下には、サクシヨンピット（釜場）を設けること。▲

この場合、サクシヨンピットの大きさは、直径又は一辺の長さが0.6m以上、深さが0.5m以上とすること。

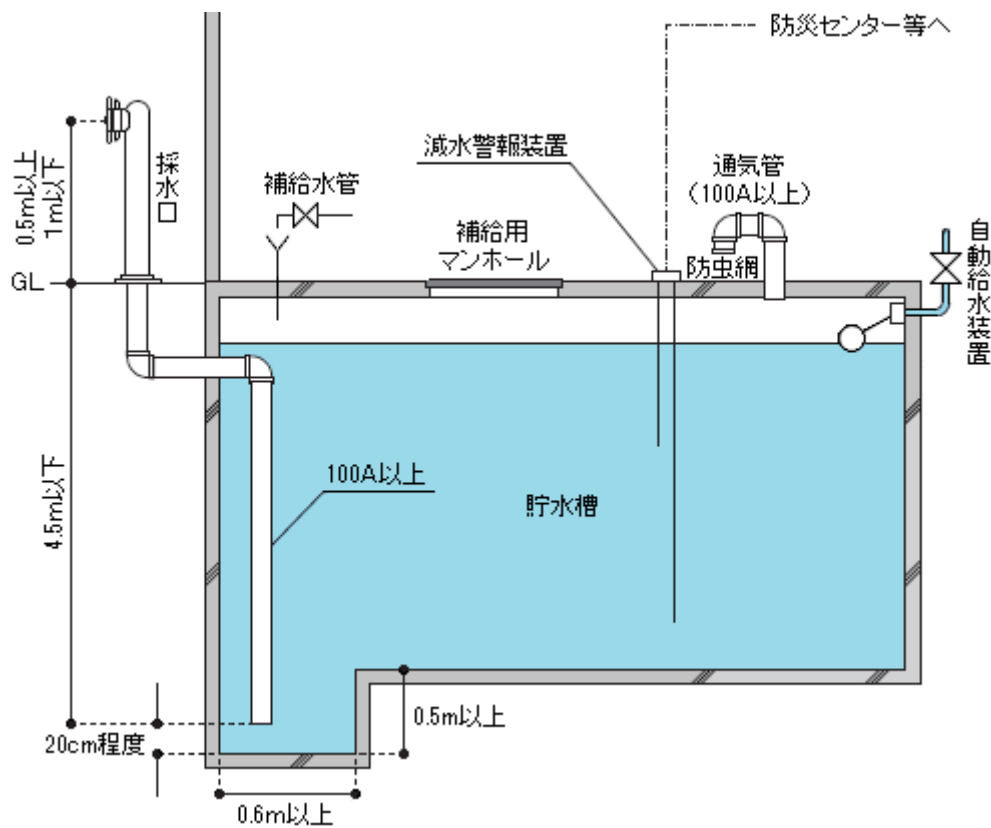
#### (4) 指定消防水利

省令第34条の2の規定により、指定消防水利に指定した場合は、同省令の規定に基づき、標識を掲げること。

なお、設置場所については、予防課及び消防救急課と協議の上決定すること。

### 4 地盤面下4.5m以内の部分に設ける消防用水で、採水口を設けるもの

#### (1) 主な構成（第17-6図参照）



第17-6図

(2) 採水口

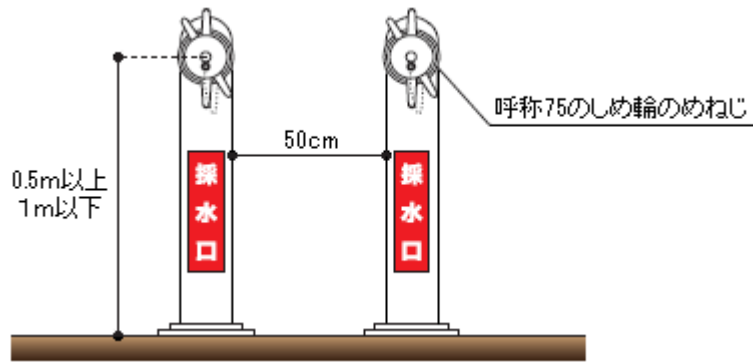
ア 機器

- (ア) 採水口は、**結合金具の規格省令**に規定する呼称75のしめ輪のめねじに適合する単口とし、呼称75のねじ式の差し口蓋（覆冠）を設けること。
- (イ) 採水口は、（一社）日本消防放水器具工業会の自主認定品のものを使用すること。▲
- (ウ) 採水口の設置個数は、**第17-1表**の上欄に掲げる所要水量に応じて下欄に掲げる個数を設けること。▲

第17-1表

所要水量	40 m <sup>3</sup> 以下	40 m <sup>3</sup> を超え 80 m <sup>3</sup> 以下	120 m <sup>3</sup> 以上
採水口の数	1個	2個	3個

- (エ) 採水口は、地盤面からの高さが0.5m以上1m以下の位置に設けること。（**第17-7図**参照）
- (オ) 採水口相互間は、50cm程度離すこと。▲（**第17-7図**参照）



第17-7図

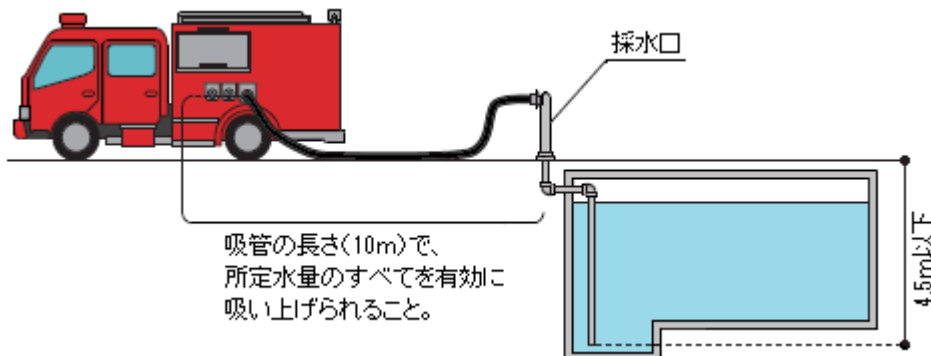
- (カ) 採水口には、その直近の見やすい箇所に消防用水の「採水口」である旨の標識を設け、その有効水量の標識を設けること。
- (キ) 一の消防用水に2以上の採水口を同一の場所以外の場所に設ける場合は、その旨を表示した標識を見やすい位置に設けること。▲
- (ク) 水源水槽には、補給用のマンホールを設置すること。▲

イ 設置場所

- (ア) 採水口前面5m以内の部分には、駐車場、駐輪場その他消防隊が吸管の接続作業を行う際に障害となる物件を設けないこと。▲

ただし、設置位置の状況に応じて路面標示（黄線焼付塗装）を行うなど消火活動上支障がないと認める場合は、この限りでない。（第17-3図参照）

- (イ) 政令第27条第3項第4号の規定により、消防用水は、消防ポンプ自動車（消防ポンプ自動車）が2m以内に接近することができるように設けることとされているが、歩道等により、やむを得ず採水口から消防ポンプ自動車（消防ポンプ自動車）が停車する道路までの距離が2mを超える場合には、消防ポンプ自動車（消防ポンプ自動車）の吸管の長さ（10m）を勘案し、所要水量のすべてを有効に吸い上げられる場合は、政令第32条の規定を適用して、消防ポンプ自動車（消防ポンプ自動車）が停車する位置から2mを超える場所に採水口（採水口）を設けることができる。（第17-8図参照）



第17-8図

(ウ) 採水口と消防ポンプ自動車が停車する地盤面の高さは、原則として同一の高さとすること。▲

ただし、所要水量のすべてを有効に吸い上げられる場合は、この限りでない。

(エ) 採水口は、消防ポンプ自動車が容易に部署できる場所に設けること。

(オ) 連結送水管を設置する場合は、採水口は連結送水管の送水口付近に設けること。

### (3) 配管等

配管等は、次によること。▲

#### ア 配管

(ア) 配管長は、20m未満（豎管部分を除く。）とすること。

(イ) 配管の口径は、採水口が1口の場合は80A以上とし、2口以上の場合は80A以上のものを採水口ごとに単独で設け、空気だまりのできないものとする。

(ウ) 配管は、次 a 又は b に掲げるものを使用すること。

a 金属製の管 JIS G3442、JIS G3448、JIS G3452、JIS G3454 又は JIS G3459 に適合するもの

b 合成樹脂製の管 **合成樹脂管等告示**に適合するもの又は認定品のもの

(エ) 配管の接合のため加工した部分又は腐食環境で使用される配管等の部分には、加工部分に防錆剤を塗布するなど適切な防食処理を施すこと。

なお、腐食性雰囲気配管する場合の防食処理については、当該工事の仕様書によること。

(オ) 配管内の消火水が凍結するおそれのある部分又は配管外面が結露するおそれのある部分の配管等には、保温材、外装材及び補助材により保温を行うこと。

(カ) 配管等は、原則として埋設しないこと。やむを得ず埋設する場合には、ステンレス鋼鋼管又は WSP-041（消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管）若しくは WSP-044（消火用ポリエチレン外面被覆鋼管）を用い、接続部分は専用継手（異種鋼管にあつては絶縁性のものとする。）により施工すること。

なお、埋設部分は、配管及び管継手のみとし、バルブ類及び計器類は埋設しないこと。

また、埋設された配管が、重量物の通過その他外圧の影響を受けて折損その他の事故により、漏水しないよう埋設深さは、配管の上端より 30 cm 以上、車両が通行する部分は 60 cm（公道に準ずる車両通行部分は 120 cm）以上とすること。

(キ) 配管の吊り及び支持は、次によること。

a 横走り配管は、吊り金物による吊り又は形鋼振れ止め支持とすること。この場合の鋼管及びステンレス鋼鋼管の支持間隔等は、**第 17-2 表**により、行うこと。

b 立管は、形鋼振れ止め支持又は固定とすること。この場合の鋼管及びステンレス鋼鋼管の支持する箇所は、**第 17-3 表**により、行うこと。

第17-2表

呼び径(A)	15	20	25	32	40	50	65	80	100	125	150
分類											
吊り金物による吊り	2.0m以下									3.0m以下	
形鋼振れ止め支持	—						8.0m以下			12.0m以下	

第17-3表

分類	支持する箇所
固定	最下階の床又は最上階の床
形鋼振れ止め支持	各階1箇所

(注1) 呼び径 80A 以下の配管の固定は、不要としてもよい。

(注2) 床貫通等により振れが防止されている場合は、形鋼振れ止め支持を3階ごとに1箇所としても良い。

(ク) 配管には、ろ過装置を設けること。

イ 管継手

(ア) 管継手は、次の a 又は b に定めるところによること。

a 金属製の管又はバルブ類を接続するものの当該接続部分にあつては、金属製であつて、かつ、**第17-4表**の左欄に掲げる種類に従い、それぞれ同表の右欄に定める日本産業規格に適合し、又は金属製管継手等告示に適合するもの若しくは認定品のものとする。

第17-4表

種類		日本産業規格
フランジ継手	ねじ込み式継手	JIS B2220 又は JIS B2239
	溶接式継手	JIS B2220
フランジ継手以外の継手	ねじ込み式継手	JIS B2301、JIS B2302 又は JIS B2308 のうち、材料に JIS G3214 (SUS F304 又は SUS F316 に限る。) 又は JIS G5121 (SCS13 又は SCS14 に限る。) を用いるもの
	溶接式鋼管用継手	JIS B2309、JIS B2311、JIS B2312 又は JIS B2313 (JIS G3468 を材料とするものを除く。)

b 合成樹脂製の管を接続するものの当該接続部分にあつては、合成樹脂製であつて、かつ、**合成樹脂管等告示**に適合するもの又は認定品のものとする。

(イ) 可とう管継手は、**金属製管継手等告示**に適合するもの又は認定品のものとする。

ウ バルブ類

バルブ類は、次に定めるところによること。

(ア) 材質は、JIS G5101、JIS G5501、JIS G5502、JIS G5705 (黒心可鍛鉄品に限る。)、JIS H5120 若しくは JIS H5121 に適合するもの又は**金属製管継手等告示**に適合するもの

若しくは認定品のものであること。

(イ) 開閉弁、止水弁及び逆止弁にあつては、JIS B2011、JIS B2031 若しくは JIS B2051 に適合するもの又は**金属製管継手等告示**に適合するもの若しくは認定品のものであること。

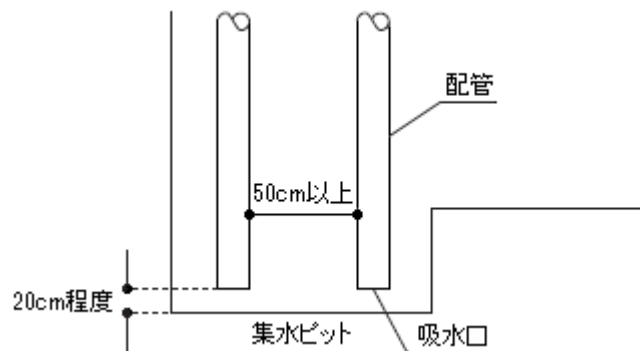
(ウ) 開閉弁又は止水弁にあつてはその開閉方向を、逆止弁にあつてはその流れ方向を表示したものであること。

この場合、当該開閉弁又は止水弁には、「常時開」又は「常時閉」の表示をすること。

(エ) バルブ類は、容易に点検できる場所に設け、かつ、当該バルブ類である旨の表示を直近の見易い位置に設けること。

エ 採水口は、1口ごとに単独配管とすること。

オ 採水口に接続する配管の吸水口は、サクシヨンピット内とし、当該サクシヨンピット床面より 20 cm 程度離すとともに、吸水口相互間は 50 cm 以上離すこと。(第 17-9 図参照)



第 17-9 図

カ 採水口に接続する配管は、呼び径 100A 以上とすること。

なお、配管口径の算定は、**別記「採水口の配管口径算定要領」**によること。

キ 水槽には、通気管を次により設けること。

(ア) 口径は、呼び径 100A 以上とすること。

(イ) 先端は 180° 曲げ、防虫網を設けること。

(4) 水源

ア 水源は、前 3(3) (イ(ア)及びエ(イ)を除く。)を準用するほか、水源水槽の構造は、貯水槽、減水警報装置、自動給水装置、補給用のマンホール、通気管その他必要な機器により構成されていること。▲

ただし、水源が減水した場合、直ちに手動で補水することができるものについては自動給水装置を設けないことができる。

なお、減水警報装置は、有効水量の 4 分の 1 以上減水した場合に防災センター等に警報するものとする。

イ 配管の下端の位置（ろ過装置を除く。）までを有効水量とすること。

ただし、配管の下端の位置が地盤面から落差 4.5m 以上ある場合は、地盤面から落差 4.5 m 以内の部分の有効水量とする。

(5) 指定消防水利

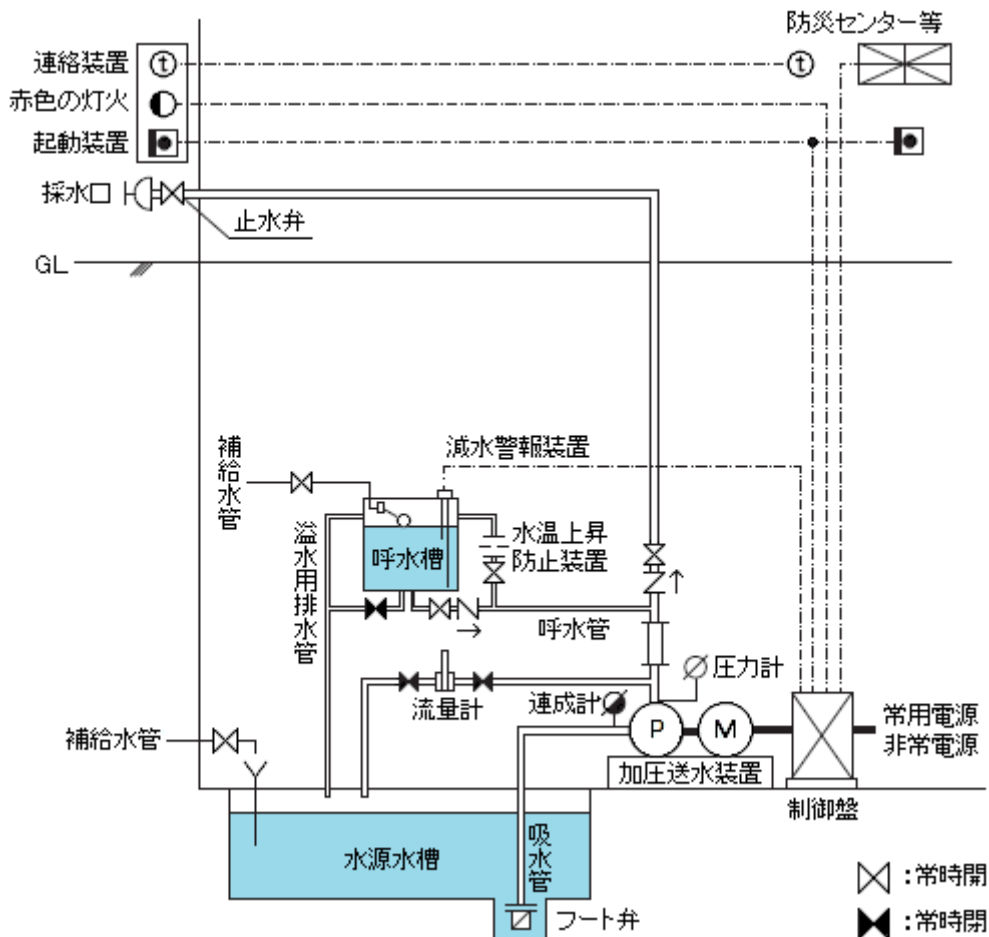
省令第 34 条の 2 の規定により、指定消防水利に指定した場合は、同省令の規定に基づき、標識を掲げること。

なお、設置場所については、予防課及び消防救急課と協議の上決定すること。

5 地盤面下 4.5m を超える部分に設ける消防用水で、ポンプ及び採水口を設けるもの

ポンプを用いる加圧送水装置（以下この項において「ポンプ」という。）及び採水口を設けた場合は、政令第 27 条第 3 項第 1 号の規定にかかわらず、政令第 32 条の規定を適用し、地盤面下 4.5m を超える部分に設ける有効水量を消防用水とすることができる。

(1) 主な構成（第 17-10 図参照）



第 17-10 図

(2) 採水口

ア 機器

- (ア) 採水口の機器は、前4(2)ア（(イ)及び(ク)を除く。）を準用すること。
- (イ) 採水口は、**結合金具の規格省令**に規定する呼称 65 の差込式の差し口とし、呼称 65 の差込式の受け口蓋（覆冠）又は容易に破壊できる保護板を設けること。
- (ウ) 採水口には開閉弁を設け、ホースを接続した場合においても開閉弁の操作に支障がないものとする。

イ 設置場所

- (ア) 採水口の設置場所は、前4(2)イ（(ウ)を除く。）を準用すること。
- (イ) 連結送水管を設置する場合は、採水口は連結送水管の送水口付近に設けること。
- (ウ) 採水口の直近には、開閉弁を設け、当該位置で開閉弁の操作が容易にできるものとする。
- (エ) 採水口には、「消防用水（ポンプ加圧式）」の表示を設けること。
- (オ) 採水口は、防火対象物の各部分から一の採水口までの水平距離が100m以下となるように設けること。

(3) ポンプの吐出量及び採水口の個数

ポンプの吐出量は2,000 L/minとし、採水口の個数は、**第17-5表**によること。

**第17-5表**

所要水量	40 m <sup>3</sup> 以下	40 m <sup>3</sup> を超えるもの
採水口の数	1個	2個

(4) ポンプ

ア 設置場所

設置場所は、**第2 屋内消火栓設備 3(1)**を準用すること。

イ 機器

機器は、**第2 屋内消火栓設備 3(2)**を準用すること。

ウ 設置方法

- (ア) ポンプは専用とし、他のポンプと併用又は兼用しないこと。
- (イ) ポンプの全揚程は、採水口における吐出圧力が0.25MPa以上の能力のものとする。

(5) 水源

水源は、**第2 屋内消火栓設備 4**を準用すること。

(6) 配管等

ア 配管等は、**第2 屋内消火栓設備 5**を準用すること。

この場合において、「屋内消火栓設備」とあるものは、「消防用水」と読み替えるものと

する。

イ 採水口に接続する配管の口径は、呼び径 100A以上とすること。

(7) 起動装置等

ア 採水口の位置には、ポンプの遠隔起動装置を設けること。

なお、防災センター等からポンプを起動できる場合は、採水口の直近と防災センター等との間で相互に通話できる非常電話又はインターフォン（以下この項において「連絡装置」という。）を設けること。

イ 遠隔起動装置又は連絡装置の直近には、赤色の灯火を設けること。

この場合の赤色の灯火は、**第2 屋内消火栓設備 7(2)イ(ウ)**を準用すること。

ウ 採水口の直近には、ポンプの始動を明示する赤色の起動表示灯を設けること。

ただし、前イにより設けた赤色の灯火を点滅させることにより、ポンプの始動を表示できる場合は、この限りでない。

エ 採水口の直近には、ポンプの遠隔起動装置の操作方法を表示すること。

(8) 表示及び警報

表示及び警報は、**第2 屋内消火栓設備 10**を準用すること（7により総合操作盤が設けられている防火対象物を除く。）。

(9) 貯水槽等の耐震措置

貯水槽等の耐震措置は、**第2 屋内消火栓設備 11**を準用すること。

(10) 非常電源及び配線等

ア ポンプに設ける非常電源及び配線等は、**第2 屋内消火栓設備 12**を準用するほか、非常電源の容量はポンプを有効に 60 分以上作動できる容量とすること。

イ 非常電源回路、操作回路、赤色の灯火の回路及び連絡装置並びにポンプの表示装置及び警報装置の回路の配線は、次によること。（**第17-11 図**参照）

(ア) 非常電源回路

耐火配線を使用すること。

(イ) 操作回路

耐熱配線を使用すること。

(ウ) 赤色の灯火の回路

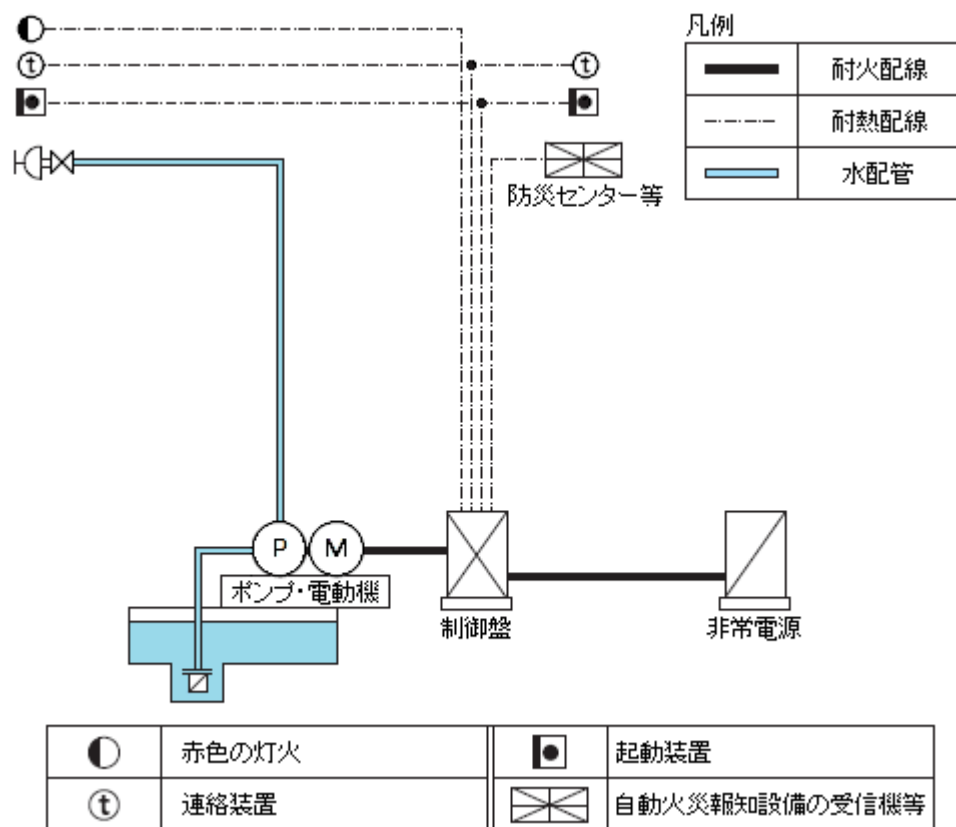
耐熱配線を使用すること。

(エ) 連絡装置の回路

耐熱配線を使用すること。

(オ) 表示装置及び警報装置の回路

耐熱配線を使用すること。



第 17-11 図

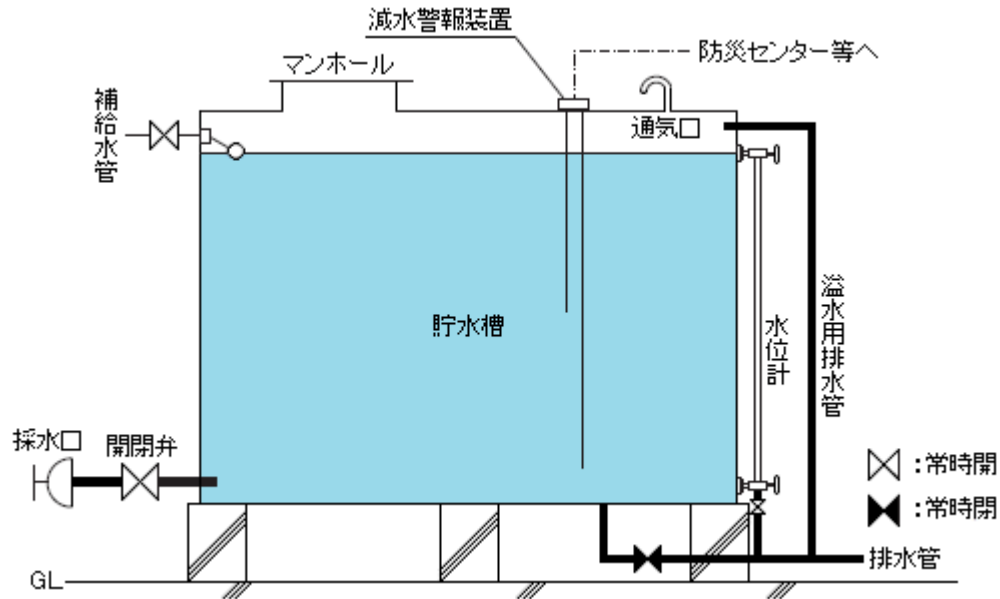
(1) 指定消防水利

省令第 34 条の 2 の規定により、指定消防水利に指定した場合は、同省令の規定に基づき、標識を掲げること。

なお、設置場所については、予防課及び消防救急課と協議の上決定すること。

6 地盤面下より高い部分に設ける消防用水で、採水口を設けるもの

(1) 主な構成 (第 17-12 図参照)



第 17-12 図

(2) 採水口

ア 機器

- (ア) 採水口の機器は、前 4(2)ア (ウを除く。)を準用すること。
- (イ) 採水口の直近には、開閉弁を設け、当該位置で開閉弁の操作が容易にできるものとする。
- (ウ) 採水口における背圧が 0.25MPa 以上である場合は、**結合金具の規格省令**に規定する呼称 65 の差込式の差し口とし、呼称 65 の差込式の受け口蓋（覆冠）又は容易に破壊できる保護板を設けること。
- (エ) 前(ウ)により、呼称 65 の差込式の差し口とした場合は、「消防用水」の表示を設けること。

イ 設置場所

採水口の設置場所は、前 4(2)イ (ウを除く。)を準用すること。

(3) 貯水槽

ア 設置場所

設置場所は、**第 2 屋内消火栓設備 3 の 2(1)**を準用すること。

イ 機器

機器は、**第 2 屋内消火栓設備 3 の 2(2)**を準用すること。

(4) 水源

水源は、**第 2 屋内消火栓設備 4**を準用すること。

(5) 配管等

ア 配管等は、前 4(3) (ア(ア)、(イ)及び(ウ)を除く。)を準用すること。

イ 配管長は50m未満（豎管部分を除く。）とするか、採水口における背圧が0.25MPa以上とすること。

ウ 配管の口径は、採水口が1口の場合は80A以上、2口以上の場合は100A以上とし、空気だまりができないものとする。

(6) 貯水槽等の耐震措置

貯水槽等の耐震措置は、**第2 屋内消火栓設備 11**を準用すること。

(7) 指定消防水利

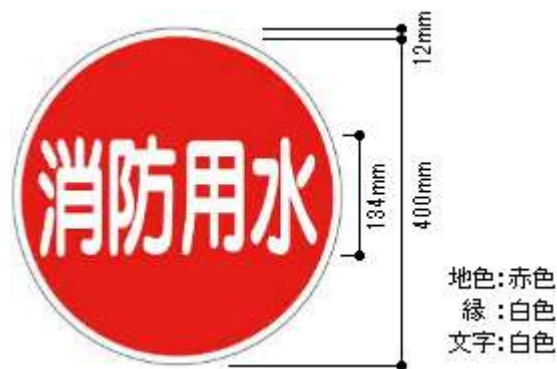
省令第34条の2の規定により、指定消防水利に指定した場合は、同省令の規定に基づき、標識を掲げること。

なお、設置場所については、予防課及び消防救急課と協議の上決定すること。

## 7 標識等

吸管投入口及び採水口に設ける標識は、次によること。

(1) 地盤面下4.5m以内の部分に設ける消防用水で、吸管投入孔に設けるもの（**第17-13図**参照）

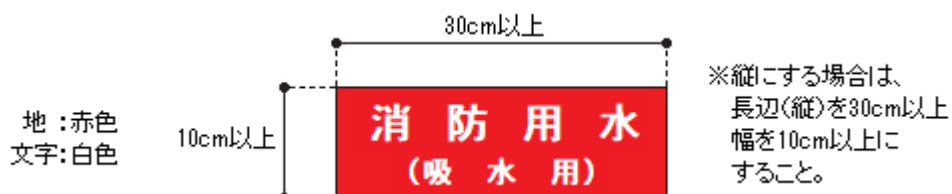


第17-13図

(2) 地盤面下4.5m以内の部分に設ける消防用水で、採水口を設けるもの（**第17-14図**参照）

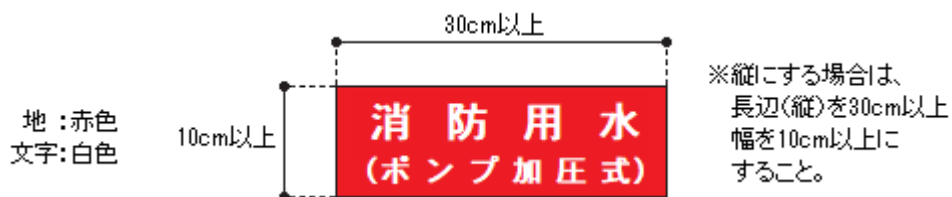
ア 標識の大きさは、短辺10cm以上、長辺30cm以上とすること（(3)及び(4)において同じ。）。

イ 地を赤色、文字を白色とすること（(3)及び(4)において同じ。）。



第17-14図

- (3) 地盤面下 4.5m を超える部分に設ける消防用水で、ポンプ及び採水口を設けるもの（第 17-15 図参照）



第 17-15 図

- (4) 地盤面下より高い部分に設ける消防用水

- ア 呼称 75 のしめ輪のめねじに適合する採水口を設けるもの（第 17-14 図参照）  
 イ 呼称 65 の差込式の差し口の採水口を設けるもの（第 17-16 図参照）



第 17-16 図

## 8 総合操作盤

ポンプを設ける場合で、省令第 12 条第 1 項第 8 号に規定する防火対象物には、**第 24 総合操作盤（3 機器(10)、(11)及び(12)の表示機能、警報機能及び操作機能については、屋内消火栓設備（消防用設備等のシンボルに係る部分を除く。）の項を準用すること。**により総合操作盤を設置すること。

## 9 その他

- (1) 令第 27 条第 1 項第 2 号に掲げる防火対象物で、防火地域又は準防火地域内にあり、かつ、特定主要構造部を耐火構造又は準耐火構造としたものについては、政令第 32 条の規定を適用して、設置を必要とする消防用水の水量を 80 m<sup>3</sup>とすることができる。
- (2) **第 20 連結送水管 3(6)エ(イ)**の規定により連結送水管に連送揚水ポンプを設け、かつ、すべての階に放水口を設置した場合にあっては、ポンプは**5(3)**、(4)ウ(ア)及び(イ)によらず、次により連結送水管の連送揚水ポンプと兼用することができる。
- ア 定格吐出量は、**第 20 連結送水管 3(6)イ(イ)**に準ずること。
- イ 配管は**5(6)**によらず、**第 20 連結送水管 2(2)エ、4**及び**5**に準ずること。
- ウ 結合金具は、**5(3)**によらず 1 口とすること。

エ 5(2)イ(エ)の表示は、第20 連結送水管 3(6)エ(オ)に準ずること。

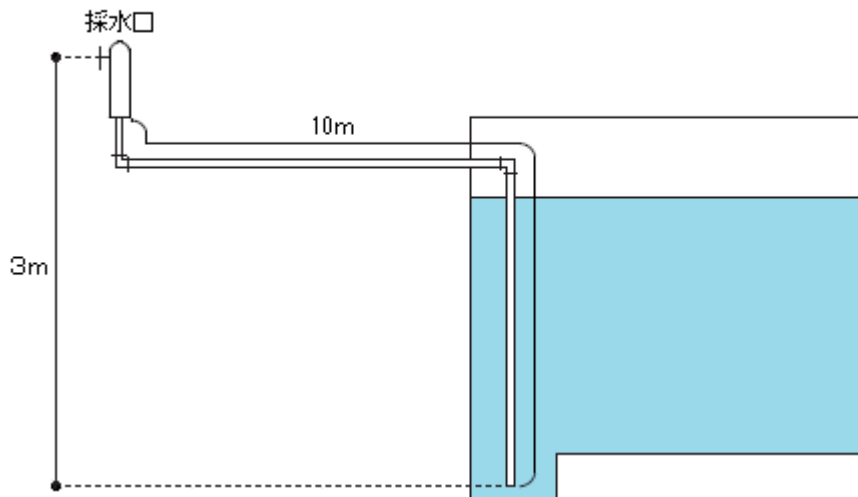
## 別記

### 採水口の配管口径算定要領

採水口に接続する配管の口径は、次により求めること。

- 1 採水口に接続する配管の等価管長を求める。
- 2 流量 1,000 L/min 時の配管の摩擦損失水頭を求める。
- 3 採水口からの落差（地盤面下 4.5m 以下）を求める。
- 4 損失水頭（配管の摩擦損失水頭及び採水口からの落差の和）が 6.6m を超えない場合は、吸水可能とすることができる。

（算定例）



#### ① 採水口に接続する配管の等価管長

配管 : JIS G3452 (配管用炭素鋼鋼管)

口径 : 100A (管の基準内径 10.53 cm)

直管の長さ : 10m

管継手 : エルボ 2 個 (管継手の直管相当の長さ 1 個 3.2m × 2 個 = 6.4m)

#### ② 配管の摩擦損失水頭

$$H = 1.2 \frac{Q_k^{1.85}}{D_k^{4.87}} \left( \frac{I' k + I'' k}{100} \right)$$

H : 配管の摩擦損失水頭 (m)

$Q_k$  : 大きさの呼びが k である配管内を流れる水の流量 (L/min)

$D_k$  : 大きさの呼びが  $k$  である管の基準内径 (cm)

$I'_k$  : 大きさの呼びが  $k$  の直管の長さの合計 (m)

$I''_k$  : 大きさの呼びが  $k$  の管継手及びバルブ類の直管相当長さに換算した等価管長の合計 (m)

$$H = 1.2 \frac{1000^{1.85}}{10.53^{4.87}} \left( \frac{10+6.4}{100} \right) \div 0.73 \text{m} \cdots \text{(A)}$$

③ 採水口からの落差 : 3.0m $\cdots$  (B)

④ 判定

$$A + B < 6.6$$

3.73 < 6.6 となり、配管口径 100 mm で、満足する。